部長及び参事官　　県民発第170号
殿　　令和８年７月９日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

高知県警察における訓令等の公表に関する要綱の制定について
（通達乙）

県警察における訓令及び県警察の施策を示す通達の公表については、「高知県警察訓令等公表に関する要綱の制定について（通達甲）」（令和８年３月５日県民発第54号。以下「旧通達甲」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「高知県警察における訓令等の公表に関する要綱」を定め、令和８年７月９日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察における訓令等の公表に関する要綱

第１　目的

この要綱は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、県警察の訓令等について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

第２　用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

１　通達

通達甲及び通達乙のうち、県警察又は職員の職務運営に関する命令事項及び法令の解釈、運用等に関する示達事項等を内容とするものをいい、単なる連絡、通知等を内容とするものは含まない。

○　通達に該当しないものの例

・　法令成立の通知（解釈・運用等に関する事項を含まないもの）

・　会議等の開催通知

２　県警察の施策を示す通達

県警察が発出する通達のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。

(1)　県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関する通達

（例）　職員の勤務時間等に関するもの

職員の給与支給の手続に関するもの

県警察における予算執行の手続に関するもの

(2)　専ら技術的・補足的事項を定める通達

（例）　電算システムに関する技術的事項を定めるもの（コード表の制定、入力帳票の記入要領等）

犯罪手口や統計の分類方法を定めるもの

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、県民生活に影響を及ぼさない通達

（例）　業務に関する報告様式等報告要領を定めたもの

第３　公表範囲

１　訓令及び県警察の施策を示す通達（以下「訓令等」という。）のうち、高知県情報公開条例（平成２年県条例第１号）第６条各号に掲げる非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含まないものについては、原則として全文を公表するものとする。

２　訓令等のうち、非開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するものとする。ただし、訓令等の名称に非開示情報が含まれる場合及び

非開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称及び概要とも公表しないこととする。

3　県警察の施策を示す通達には該当しない通達についても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、この要綱の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

第４　公表時期及び期間

公表の時期及び期間については、次のとおりとする。

1　訓令等については、発出後速やかに公表することとする。ただし、発出後速やかに公表することが適当でない事情がある場合は、当該事情がなくなった後速やかに公表することとする。

2　訓令等の公表期間は、当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を廃止したときは、速やかに第６の３に定める措置を執るものとする。

第５　複数の所属が共管する訓令等の公表について

所属長は、他の所属と共管する訓令等を公表しようとする場合は、当該他の所属の長と協議するものとする。

第６　公表等の手続

1　訓令等を起案したときは、起案用紙に公表に関する事項を記載し、決裁権者の決裁を受けること。

2　各所属のホームページ担当者は、訓令等の発出後速やかに県警察のホームページに当該訓令等を掲載すること。

3　所属長は、訓令等を公表するとき、公表した訓令等を削除するとき、又は既に公表されている訓令等の内容を変更するときは、別記様式の掲載等報告書を県民支援相談課長に提出するものとする。